

第4章 整備方針

4-1 基本理念

公園・緑地は、子どもから高齢者まで生涯ずっと寄り添う空間であり、子育てや健康・レクリエーション施設としての機能を有するほか、地域環境の保全や美しい景観の形成、地域の防災性の向上など多様な機能を有しています。そのため、日常生活における安全性や快適性を確保するうえで、重要な基盤施設であるといえます。

公園を誰もが今まで以上に利用しやすく、より多くの人が集える場とすることが、公園だけではなく町の魅力につながり、第6期上士幌町総合計画が掲げる「未来につなぐ 笑顔かがやく 元気まち上士幌」の持続的な役割を担うこととなります。

そのため、これまで行ったアンケートやヒアリングなどの町民意見をもとに、町全体の公園のあり方について、以下に挙げていきます。

(1) みんなで考え、みんなで作る「公園」

公園をより身近な町民共有の財産として愛着をもてるようにするため、利用するだけでなく、誰もが参画して、行政とともに整備していく公園づくりを進めます。

(2) 未来につながる「公園」

公園を憩いやレクリエーションの場のみならず、町の防災性の向上や地域の環境保全、美しい景観を形成し、町民の持続可能な生活を支える場とします。

(3) 誰もが安心して利用でき、安全である「公園」

本町は、第Ⅱ期上士幌町総合戦略の中で、「子育て、教育を充実するまち」「健康で安心して暮らすまち」など重点施策として、健康寿命の延伸と生涯活躍できるまちを目指しています。

公園が子どもの自由で豊かな遊びや多様な体験を支える場、全世代が健康でのびのびとレクリエーションや散策、ウォーキングなどを楽しめる憩いの場として、また、町内外者を問わず、障がいの有無に関わらず、介護を受ける側も支える側も、緑に囲まれた空間の中で、誰もが安心して、快適に過ごせる公園づくりを進めます。

4-2 整備にあたっての基本的な考え方

整備にあたっては、以下のことを基本にし、新規整備や大規模な再整備に取り組む際には、広く意見を聞きながら進めていきます。

4-2-1 いつ利用するのかを意識した公園整備

一般的に人が歩きたくなる距離は 400m、歩こうと思うことができる距離は 800m とされています。この半径 400m の範囲にある公園は、居住する方々が日常的に気軽に利用できる公園であり、それ以上の距離にある公園は、自転車や車などの移動手段を用いながら利用する場所となります。

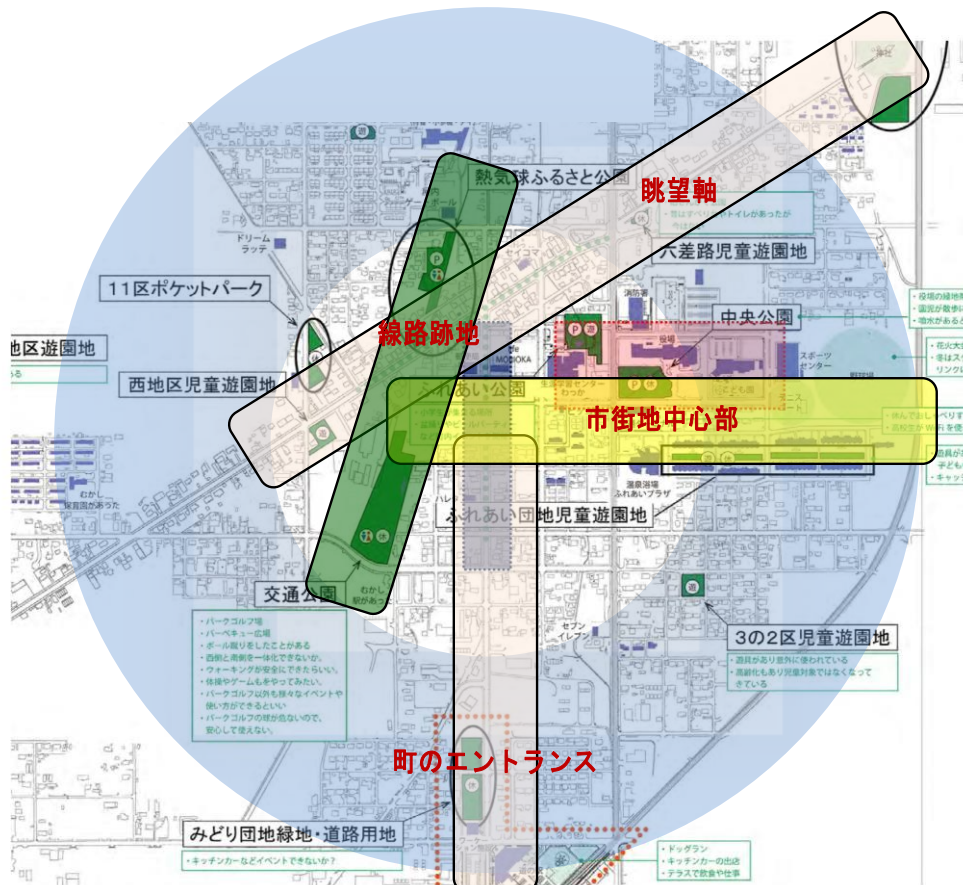
整備する公園が、日常的に周辺住民の方々が利用する公園なのか、町外者も呼び込むような公園なのか、利用者の目的を意識した公園づくりを行います。

4-2-2 周辺環境を意識した公園整備

公園を単に一つの公園としてだけで考えず、他の公園とのつながり、周辺施設や住環境との関係性を意識した公園づくりを行います。

このことにより、日常生活において、景観、眺望、風景など魅力ある空間を創造することができます。また、親しみやすい身近な空間によって賑わいも生まれ、常に人の目があることによる安全性も高まります。公園と人とがつながる豊かなライフスタイルを創造できる公園づくりを行います。

図 4-1 立地によるゾーニング



【イメージ図】

(1) 生涯学習センター周辺



- ・複数の施設や公園があり、さまざまな利用者が、行き交う場所であるため、周辺との一体感をもったイメージ。

(2) 眺望



- ・山並みと市街地が一望できる景観を意識したイメージ。

(3) 線路跡地



- ・特徴的な広い敷地を活かし、隣接する空地・緑地を含め一体感のあるイメージ。

(4) 町のエントランス



- ・商店街につながるメインストリートとして、町外からの来訪者も利用する町の顔をつくるイメージ。

(5) 市街地周辺の住宅地



- ・住宅地にある児童遊園
- ・遊具や緑地の充実により、周辺に居住する多世代の町民がゆっくりと、過ごせる場所のイメージ。

(6) 郊外



- ・多機能な性格をもち、さまざまな目的をもった方々に利用されるイメージ。
- ・町外からの利用も想定し、町民にとっても、非日常を感じられる多機能な空間をイメージ。

4-2-3 性格づけによる公園整備

周辺環境によって、その公園がどのような性格をもつべきかを考えて公園づくりを行います。また、大規模な敷地面積のある公園では、公園内においてもエリアごとの性格づけを考えながら、多様な使い方に対応できる公園づくりを行います。

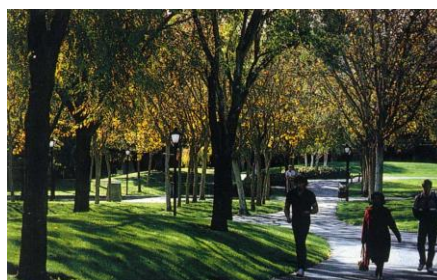
参考：他国の公園の考え方（例）

日本語では、ひとくりに「公園」とされる「公共の外部空間」ですが、その概念は、パーク（park）、プレイグラウンド（play ground）、リザーブ（reserve）に分けることができます。

(1) パークの整備

パークは日本語でも「公園」と訳されますが、狭義には、特に都市部などでゆっくりと過ごすことのできる整備された外部空間を意味し、都市公園などが相当します。

利用者が過ごすための施設（ベンチ、パーゴラ・ガゼボ、デッキ、芝生の広場）の他、静かで穏やかな環境をつくるための緑地や地形を整備します。



(2) プレイグラウンドの整備

プレイグラウンドは、特に身体的な活動を伴う遊びの場で、整備された遊具の他、地形や自然の植生なども利用した活動の場です。

幅広い年齢が利用できる各種遊具や体育施設の他、公園の規模によっては大型遊具の設置や大規模な地形の造成も有効です。

また、各種スポーツへの対応も可能で、既に普及しているパークゴルフ場の整備や、スケートボード、BMX、ボルダリングなどのゲレンデとしての利用も可能です。



(3) リザーブの整備

リザーブは、日本語では「空き地」となるかもしれませんが、将来の活用のための余地を確保する場の他、形成されている自然環境などを保全することを目的として、あえて積極的な開発・整備は行わない場です。

何もない場所であれば、最低限の植栽や舗装を行う程度の整備となりますが、高い自由度を活かした多目的な利用を考えているのであれば、利用目的に応じたインフラ整備などが必要になります。

また、自然環境などの保全を目的とするのであれば、そのための整備が必要となります。



4-2-4 利用状況に応じた再編

利用者の要望と公園の機能が一致しない場合は、あらためて公園の性格づけを行い、再整備に向けて検討していく必要があります。また、利用頻度の低い公園は、町内の他の施設も含めた機能移転や統廃合までも視野にいった再編を考えます。

4-2-5 個別の整備の方向性

既存の公園について、アンケートやヒアリングなど町民意見に基づき将来的な整備の方向性を記載します。大規模な改修や再整備を行う場合は、地域住民との協議のうえ、基本設計、実施設計等を行います。

(1) 中央公園

- ・ 役場庁舎の外部空間としての一体的な整備のほか、ふれあい公園や認定こども園とのつながりを意識した樹木の植栽や散策路の設置などの空間整備を検討します。
- ・ 多目的に利用できる広い芝生エリアや親水施設の設置など様々な遊びや憩いに対応できる整備を検討します。
- ・ 雨天や冬季でも利用できるような屋根のある施設や雪遊びエリアを整備するなど、天候や季節を気にせず、利用しやすい整備を検討します。

(2) たか台公園

- ・ 現在、パークゴルフや遊具などの身体的な活動が中心となる公園ですが、将来的に公園機能の見直しが必要となった場合は、再整備だけではなく、他の公園への機能移転も含めて検討します。
- ・ 市街地を一望できる位置にあることから、眺望を活かした休憩施設や散策路の設置など、癒しの空間整備を検討します。

(3) 交通公園

- ・ 住宅地と商店街とをつなぐ市街地の中心的な拠点として、また広い敷地を活かした多目的な機能を有する公園となるよう施設の再配置や再整備を検討します。
- ・ 天候や季節を気にせず、一年を通して利用できるような整備を検討します。
- ・ 熱気球ふるさと公園とのつながりを意識した散策路の整備を行い、健康とスポーツを意識した整備を行います。

(4) 航空公園

- ・ 町外者も多く利用する公園であるため、町民を含めた非日常的な空間を感じられる整備を行います。
- ・ 関係機関との連携のもと、多目的に利用できるエリアごとの再整備を検討します。
- ・ 一年を通して利用できるようなエリアの整備と運営方法を検討します。

(5) 熱気球ふるさと公園

- ・ 交通公園のつながりを意識し、環境整備を検討します。
- ・ 隣接する住宅街や商店街を意識した散策路や休憩施設など憩いを意識した整備を行います。

(6) ふれあい公園

- ・樹木や花の植栽により、中央公園と一体的な空間となるような公園の整備を検討します。
- ・生涯学習センターと連続した空間として、学びや体験、健康・レクリエーション、賑わいの場としての整備を行います。

(7) みどり団地緑地・道路用地

- ・道の駅からの町のエントランス部分として、都市公園の一つとして再整備を検討します。
- ・地域住民と観光客が長時間滞在できる施設の整備を検討します。

(8) 糠平中央公園

(9) 糠平文化ホール公園

- ・ぬかびら源泉郷内の健康・レクリエーション、憩いの場として、環境整備を行います。
- ・周辺の散策路と連携した休憩、憩いの場の整備を行います。

(10) 児童遊園地

- ・児童公園以外の機能も有するため、名称の変更を検討します。
- ・全世代の健康増進や健全な遊び場、コミュニティ形成の場としての整備を行います。
- ・遊具等の施設は、周辺住民の世帯構成などを鑑み、撤去、更新を検討します。

公園名	場所	維持管理・活用方針課題
①六差路児童遊園地	10区	・遊具設備がなく、児童遊園としての機能がないため、機能の変更または、公園の廃止を検討します。
②西地区児童遊園地	12区	・周辺住民の世帯構成から児童遊園としての機能の廃止を検討します。
③3の2区児童遊園地	3の2区	・遊具、ベンチなど定期的な施設の修繕により、公園を維持していきます。
④16区児童遊園地	16区	・遊具、ベンチなど定期的な施設の修繕により、公園を維持していきます。
⑤北団地児童遊園地	7区	・遊具、ベンチなど定期的な施設の修繕により、公園を維持していきます。
⑥ふれあい団地児童遊園地	14区	・遊具、ベンチなど定期的な施設の修繕により、公園を維持していきます。
⑦西地区遊園地 (新西団地内)	11の2区	・遊具、ベンチなど定期的な施設の修繕により、公園を維持していきます。
⑧9区遊園地	9区	・草刈り等を中心とした公園の整備を行います。
⑨みなみ野団地緑地	1区	・遊具、ベンチなど定期的な施設の修繕により、公園を維持していきます。

(11) 11区ポケットパーク（旧青少年会館東側）

- ・駐車場としての機能が主であるため、町有地として草刈り等を中心とした整備を行います。
- ・周辺環境や旧青少年会館の利用状況に応じて、整備の方向性を検討します。